

# J A M 政策NEWS

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

03-3451-2586

E-MAIL : [syakai@jam-union.or.jp](mailto:syakai@jam-union.or.jp)

## 4月1日からかわります 健康保険・公的年金負担増！！

### 総報酬制の導入

厚生年金・健康保険の年間保険料UP

1999年の年金改正で決まった「総報酬制」が、4月1日から導入されます。

現在、厚生年金保険は、標準報酬月額 of 17.35% (労使折半) 一時金の1% (労使折半) を労使が負担しています。健康保険では、政府管掌健康保険の場合、標準報酬月額 of 8.5% (労使折半) 一時金の0.8% (労 = 0.3%、使 = 0.5%) をそれぞれが負担しています。

新たに導入される「総報酬制」では、賃金と一時金を分けずに、賃金も一時金も同一の報酬とみなして、表1のとおり同じ保険料率を使って保険料を計算します (労使折半)。現在の方法では、年収は同じでも月々の賃金を低くして、一時金を高くすると保険料負担が軽くなるという現象が生じました。年収400万円でも一時金4ヵ月の人と5ヵ月の人を比べると、一時金4ヵ月の人の方が、年間で約3万円保険料を多く負担しています。総報酬制が導入されると、この差は約6500円になります。また、年収600万円でも一時金4ヵ月の人の方が年間で約3万円保険料を多く負担していますが、総報酬制により、一時金5ヵ月の人の方が年間で約6500円多く負担することになります。

総報酬制は賃金と一時金をどのように設定しても、年収が同じならば保険料も同程度負担することになります。

<表 1>		03年3月まで	03年4月から
政府管掌健康保険	賃金	8.5%	8.2%
	一時金	0.8%	一時金の上限額 200万円
厚生年金保険	賃金	17.35%	13.58%
	一時金	1%	一時金の上限額 150万円

新しい保険料率で計算すると毎月の賃金から控除される金額は現在より低くなりますが、一時金では大変な負担増になります。ただし、厚生年金保険では、現在一時金から控除されている保険料は将来の年金額に反映されていませんが、総報酬制では、一時金から控除される保険料も将来の年金額に反映されるようになります。新しい保険料率になるのは5月に支給される賃金と、夏季一時金からです。

<私たちが負担する保険料はこんなにかわります>

年収	年収内訳	保険料 (厚 + 健) の増減 単位 = 円		
		毎月	年間	増減
400万円	賃金 25万円	毎月	5,291	減
	1回の一時金	一時金 (1回)	50,450	増
	50万円	年間	37,408	増
500万円	賃金 23.5万円	毎月	4,844	減
	1回の一時金	一時金 (1回)	59,531	増
	59万円	年間	60,454	増
600万円	賃金 37.5万円	毎月	7,733	減
	1回の一時金	一時金 (1回)	75,675	増
	75万円	年間	58,554	増
700万円	賃金 35万円	毎月	7,326	減
	1回の一時金	一時金 (1回)	90,810	増
	90万円	年間	93,708	増

健康保険は政府管掌健康保険で介護保険被保険者でないものとして計算

## 健康保険

### 医療費の窓口負担3割に

健康保険の被保険者本人の外来・入院およびその被扶養者の入院の窓口負担は現在2割ですが、被保険者および被扶養者ともに、外来・入院の区別なく、3割負担に統一されます。ただし3歳未満の乳幼児は2割負担です。

### 高額療養費の計算方法がかわります

医療費が高額になった場合、自己負担限度額を超えた額が高額療養費として払い戻されます。4月からは、70歳未満の自己負担限度額が表2のとおりになります。

### 外来薬剤一部負担金がなくなります

外来で薬剤が処方される場合、薬剤の自己負担分に上乗せして一部負担金が必要でしたが、4月からは6歳以上70歳未満の方の薬剤一部負担金が廃止されます。

資格喪失後の継続療養給付が廃止されます  
継続して1年以上被保険者だった場合、退職等で被保険者資格を失った際、すでに治療中であつた病気やけがについて、初診の日から5年を限度に引き続き治療を受けられる継続療養給付が4月から廃止になります。(3割負担に統一され必要でなくなったため)なお、資格喪失後の傷病手当金・出産手当金の継続給付・埋葬料(費)は引き続き存続します。

### 任意継続被保険者の

#### 加入期間特例が廃止されます

継続して2ヵ月以上被保険者だった場合、退職後も2年間は引き続き任意継続被保険者として健康保険に加入することができます。

55歳以上で任意継続被保険者となった場合は、60歳になるまで(最大で5年間)加入することができましたが、4月以降に任意継続被保険者になった場合は2年を超えての加入はできなくなります。

<表2> 高額療養費自己負担限度額

区 分	02年10月~03年3月まで	03年4月から
上位所得者 (標準報酬月額56万円以上)	139,800円+ (医療費 - 699,000円) × 1%	139,800円+ (医療費 - 466,000円) × 1%
一般	72,300円+ (医療費 - 361,500円) × 1%	72,300円+ (医療費 - 241,000円) × 1%
低所得者(住民税非課税)	35,400円	変更なし

## 公的年金

### 公的年金給付0.9%引き下げ

公的年金制度は、一度もらい始めると原則的に死ぬまでもらえます。個人年金と違い、物価等に応じて、財政再計算や完全自動物価スライド制により目減りしない(価値の変わらない)年金を受給することができます。

完全自動物価スライド制は年平均の全国消費者物価指数が前年度の物価指数を超えたり、下回った場合にその上昇し、または低下した比率を基準に翌年の4月以降の年金額を改定します。

2000年からは、物価指数が下落しているため本来ならば年金額を下げなければならないところでしたが、経済情勢の悪化や選挙等の関係で、政府は「完全自動物価スライド制を適用しない」という特例法案を国会に提出して、対応しまし

た。

しかし4月からは、完全自動物価スライド制が適用され、現在年金を受給している人も、4月以降から受給する人も、年金額は0.9%引き下げられます。

03年3月まで(月額)	03年4月から(月額)
夫 17.1万円	夫 16.9万円
妻 6.7万円	妻 6.6万円
計 23.8万円	計 23.5万円

モデル年金額 夫 40年加入、

(老齢基礎年金 + 老齢厚生年金)

妻 専業主婦(老齢基礎年金)